

一般事業主行動計画（第2回目）

従業員が仕事と子育てを両立させるための働きやすい職場の環境整備を行い、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間

令和2年10月1日 ～ 令和5年9月30日

2. 内容

目標1 : 育児休業取得率をあげる
(男性従業員 1人以上、女性従業員 50%以上)

<対策>

- 令和2年10月 就業規則に基づく産休、育休制度の従業員への周知
制度への知識、理解を深める

目標2 : 産前産後休業、育児休業制度を利用しても
職場復帰しやすい体制を整える

<対策>

- 令和2年10月 相談窓口の設置、担当者の選定
(例) 休業前・・・体調と業務のバランスはとれているか
休業に入ることへの不安はないか
休業中・・・職場、業務の情報提供
職場復帰に向けて不安はないか
復帰後・・・仕事と家庭の両立ができているか 等

令和2年9月16日